

令和5年第2回定例会議案審査特別委員会会議録

令和5年6月13日 午後1時25分 開 議

出席委員

委員長	佐藤文雄
副委員長	井出有史
委員	矢口龍人
委員	岡崎勉
委員	来栖丈治
委員	設楽健夫
委員	櫻井繁行
委員	小倉博生
委員	久松公生
委員	櫻井健一
委員	鈴木貞行
委員	服部栄一
委員	石澤正広
委員	鈴木更司
委員	塚本直樹

欠席委員

なし

出席説明者

市長	宮嶋謙
教育長	井坂庄衛
市長公室長	横田茂
総務部長	中泉栄一
市民部長	根本和幸
保健福祉部長	幕内浩之
産業経済部理事	高井淳
教育部長	坂本重男
上下水道部長	槌田浩幸
政策経営課長	貝塚裕行
税務課長	小泉一司
国保年金課長	豊崎良憲
地域コミュニティ課長	齋藤裕之

健康増進課長	田 中 英 昭
子育て支援課長	関 克 明
社会福祉課長	山 口 浩 史
地域未来投資推進課長	石 毛 一 朗
学校教育課長	仲 澤 勤
上下水道課長	島 田 勝 男

---

出席書記名

秘書広報課	飯 田 真 奈
学校教育課	池 田 瞳
議会事務局	折 本 尚 充
議会事務局	川 原 場 智

---

## 議 事 日 程

令和5年6月13日（火曜日）午後1時25分 開 議

### 1. 市長挨拶

### 2. 議案等の審査

- (1) 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市税条例の一部を改正する条例）
- (2) 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて（かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- (3) 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号））
- (4) 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号））
- (5) 議案第33号 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第34号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）
- (7) 議案第35号 令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）

---

開 会 午後1時25分

#### ○佐藤文雄委員長

どうもご苦労さまです。

ただいまの出席委員は15名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

それでは、ただいまから令和5年第2回定例会議案審査特別委員会を開きます。

次に、書記を追加して指名します。

秘書広報課、飯田真奈君、学校教育課、池田瞳君、以上2名を追加して指名をいたします。

本日の日程は、審査予定どおりであります。

なお、議案審査の関係資料については、お手元のタブレット端末でご覧になれますので、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

それでは、審査予定に基づき、本委員会に付託されました議案等の審査に入ります。

本日、市長にご出席いただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思います。

#### ○市長（宮嶋謙君）

本日は、令和5年第2回定例会議案審査特別委員会、大変ご苦労さまでございます。審査いただく議案につきましては、全部で7件でございます。内訳といたしましては、承認案件が4件、条例に関する議案が1件、予算に関する議案が2件でございます。

なお、各議案につきましては担当部長から説明させていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○佐藤文雄委員長

ありがとうございました。

ここで、執行部に申し上げます。

議案審査の順序につきましては、審査予定表に基づき審査することといたします。議案集及び議案概

要書等は、説明ページ番号を言ってから説明されるようお願い申し上げます。また、能率的かつ効率的な委員会運営を図るため、説明は単に数字を言うだけでなく、簡潔な説明並びに簡明な答弁をお願い申し上げます。

初めに、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

総務部から特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（中泉栄一君）

この件につきましては、補足説明は特にございません。

○佐藤文雄委員長

補足説明がないということですのでけれども、税務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

それじゃあ。

[委員長交代]

○井出有史副委員長

委員長を交代いたします。

○佐藤文雄委員

まず対象になるマンション、いわゆる固定資産税の減額措置長寿命化に資する大規模修繕を行ったマンション、これが本市にあるのかというのが1つです。

次、2番目、地方税法の改正では、減額の割合は3分の1を参酌基準としております。6分の1以上2分の1以下の範囲となっておりますが、本市はなぜ3分の1にしたのか。

3番目、そもそもいわゆるグリーン化特例、軽減課税ですね、この延長がなされることになったのはなぜなのか。

それから、4番目が、25%の軽減、50%の軽減、75%の軽減、以上3つの説明を求めたいと思います。

最後に、5番目が、性能が悪い車は15%重課する特例措置もあると聞いておりますが、本市はどういうふうになっているのか。

以上5点答弁をお願いします。

○税務課長（小泉一司君）

1点目の大規模工事マンションの固定資産税の減額措置で、本市に該当するものはあるのかというご質問にお答えいたします。

大規模修繕工事を行ったマンションの家屋の区分所有者に対して、固定資産税額の減額措置は、本市で該当するマンションは、下稲吉地内のシティーナ神立です。区分所有者315戸ありまして、全戸数が減額申請した場合、工事完了の翌年度が減額となります。参考までに令和5年度の税額で算出しますと、影響額は729万9300円の減額となります。ほかは賃貸のマンションとアパートになりますので、該当はありません。

2点目、地方税法で減額の割合3分の1で参酌していますが、6分の1以上2分の1以下の範囲内で条例で定めるとありますが、当市では3分の1で定めるという理由はなぜかということにお答えいたします。3分の1の参酌割合にした理由は、市税条例附則10条の2の条文14項それぞれ、地方税法附則15条、固定資産税の課税標準額の特例の参酌割合を規定していることと、あと近隣市の土浦市と石岡市との整合性を取っているためです。

3点目のグリーン化特例を延長した理由ですが、お答えします。燃費性能の優れた環境性能のよい軽自動車の後押しすること、また半導体不足等によりまして納車が遅れていることを踏まえまして、グリーン化特例の期間を延長して購入者の負担増を軽減するためです。

20%の軽課、50%の軽課、75%の軽課とは何かというご質問です。75%軽課は、電気自動車、天然ガス車です。50%軽課は、ガソリン車、ハイブリッド車で、令和12年度の燃費基準90%達成車で、25%軽課は、ガソリン車、ハイブリッド車で、令和12年度の燃費基準70%の達成車に区分されます。燃費基準とは、自動車メーカーが自動車から二酸化炭素排出量を削減するために、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づき設定されるもので、目標年度までに平均燃費値を燃費基準以上にするよう燃費性能を改善するものです。

グリーン化特例で、軽課はありますが15%重課となるものは、本市では該当するののかというご質問にお答えします。グリーン化特例の特徴として、新車登録時からガソリン車では13年、ディーゼル車では11年を超えた軽自動車税は重課となります。軽自動車の自家用乗用車で1万800円で、13年を超えると1万2900円となりまして、約1.2倍になります。4月末現在、当市での登録は、自家用乗用車で2,810台、自家用貨物車で2,662台、営業用乗用車で1台、営業用貨物車で13台の登録があります。

○佐藤文雄委員

対象になるのはシティーナ神立だけということで、全ての、一つ一つの家屋になって計算すると729万円というふうにおっしゃったと思うので、その確認です。よろしいですね。

○税務課長（小泉一司君）

そのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

729万円というのは、世帯数だと何世帯になるんですか。それとも、まとめてなんでしょう。これはマンションだから、一つ一つの家というか世帯というふうに思うんですけども、これ何世帯というふうに理解してよろしいですか。

○税務課長（小泉一司君）

区分所有者の世帯は315戸ありますので、315戸の戸数の世帯です。

○佐藤文雄委員

ありがとうございます。315戸が世帯だと。ぴったりだね、大体。

それから、参酌した3分の1というのは近隣市との整合性といいましたが、近隣市というのは、土浦、石岡、つくば市、つくばみらい市、どこまでの範囲か教えていただけますか。

○税務課長（小泉一司君）

土浦市と石岡市です。

○佐藤文雄委員

ということは、あとほかは調べていないということですか。

○税務課長（小泉一司君）

そのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

グリーン化特例の期間がなぜ延長されたかという点で、今お答えになりましたように、半導体不足によって納車が遅れるという自動車業界からの要請だったんですよ。それで3年延長したんですよ。自動車業界からの要請だったというのをちょっと付け加えないと、正確に分かりません。

続いてCO<sub>2</sub>削減で、今25%、50%、75%ということが分かりました。改めて、なるほど。やはり電

気自動車が一番、75%ですからいいですよ。それで、15%重課となるものを今おっしゃいましたけれども、合計の数が分かりません。合計は幾らになるでしょうか。それで、この金額でどのぐらいの重課になって、総額は分かれますか。

○税務課長（小泉一司君）

自家用乗用車、重課になっております1万2900円で2,810台となっておりますが、金額といたしましては3614万5800円です。自家用貨物の重課、6,000円になります。2,662台となっております。金額といたしましては1587万6000円です。営業用乗用車の重課、8,200円なんですけれども、1台で8,200円です。営業用貨物の重課になります、4,500円です。13台ありまして、5万8500円とそれぞれなっております。

○佐藤文雄委員

ごめんね、全体の数字を、合計数字を言っていたきたいなと思ったんですよ、最初に。台数が何台。今おっしゃった合計、これは重課ですね。重課ということは、通常だったら、これが、収入がないのが、この課税によって課税分が多くなったというふうに理解していいと思うので、金額、合計の金額だけ述べてください。

○税務課長（小泉一司君）

軽自動車税全体の金額といたしまして、4月末現在、1億4516万4300円となっております。

[「台数、車の台数」と呼ぶ者あり]

○税務課長（小泉一司君）

全体の台数は、1万9884台です。

○佐藤文雄委員

いいです。

○井出有史副委員長

それでは、ここで委員長職を戻します。

[委員長交代]

○佐藤文雄委員長

そのほか質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

市民部から、特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（根本和幸君）

補足説明はございません。

○佐藤文雄委員長

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

質疑ございませんか。

それでは、私が質疑をいたします。

[委員長交代]

○井出有史副委員長

それでは、ここで委員長職を交代いたします。

○佐藤文雄委員

それでは、まとめて質問いたします。

本市の場合、現在賦課限度額が102万円です。これが102万円に達するのに、例えば給与所得者の40歳代の夫婦、子ども2人の世帯は、所得額が幾らで年収額が幾らなのか、お答え願いたいと思います。

それから、この世帯が協会けんぽ等の加入者となった場合に、年間の保険料の負担は幾らか。

最後に、対象世帯数と増税総額、増税になりますね、102万円が104万円になりますから。一方で、軽減が5割軽減と2割軽減になります。それぞれ何世帯で軽減総額は幾らですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

当初102万円の限度額の場合の40代夫婦と子ども2人、4人家族での限度額に達する収入及び所得額についてですが、40代夫婦、子ども2人で試算しますと、所得額は845万円、収入額は104万円になると試算しております。改正後の条件になりますと、所得額は。

[「104万円じゃないでしょう、140万円でしょう」と呼ぶ者あり]

○国保年金課長（豊崎良憲君）

失礼しました。収入額は1040万円です。改正後の条件で試算しますと、所得額は864万円で、収入額は1059万円になります。

この収入額で協会けんぽになった場合の金額ですが、今回は改正後の数字で試算した結果になります。改正後の収入額は1059万円ですので、こちらを単純に割り返しさせていただくと、協会けんぽでいうところの41等級に該当しますので、個人負担となる金額、折半額で申しますと、年間で60万9840円になります。

今回の対象世帯数について、改正後の対象世帯数について説明させていただきます。限度額引上げに伴い対象となった世帯数ですが、令和4年度賦課における課税客体での試算になります。今回の後期支援分は、限度額が2万円増えたことで19世帯減り、184万円程度の保険税が増額になると見込んでおります。一方、軽減基準の見直しによる影響ですが、同じように令和4年度賦課における課税客体での試算になります。軽減基準の見直しに伴い、5割軽減については34人増え、83万8000円の減、また2割軽減については31人増え、34万6000円の減、合わせて118万4000円の保険税が減額になると見込まれています。

○佐藤文雄委員

確認します。現在102万円の課税限度額に達するのが、所得が845万円で、いわゆる収入と思われるケースが1040万円。104万円にした場合に、課税限度額ですね、その場合は所得が864万円、収入が1059万

円ですね。

それから、協会けんぽ、これは改正後を限定しておるようですが、改正の場合は、収入が1095万円で、労使折半だと60万9000円。これはいわゆる104万円という限度額が決まっているんですか、協会けんぽについては。いかがですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

国民健康保険制度のような法律で定めるところの限度額はないものと認識しております。ですが、保険料等の保険料算定については、健康保険法に定めるところの標準報酬月額から算定されます。第40条に定める標準報酬月額は50段階に定められており、最高級が50級の標準報酬月額139万円となっております。この等級から求められる保険料が保険料の最高額と認識しているところです。

○佐藤文雄委員

つまり、協会けんぽの最高限度額を今言ったということの理解でよろしいですね。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

委員のおっしゃるとおりです。

○佐藤文雄委員

それから、今度の104万円の課税限度額を超える世帯は19世帯ですね。その増額分は184万円。一方、5割軽減、34人と言っていましたが、34世帯ですよ。これが幾らでしたか、これちょっと書き写せなかったんですが、まず世帯だと思うんですが、人じゃなくて世帯ですね。金額は幾らか、もう一回教えてください。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

人数と世帯の確認をさせてください。

○井出有史副委員長

暫時休憩いたします。 [午後 1時52分]

○井出有史副委員長

それでは会議を再開します。 [午後 1時53分]

○国保年金課長（豊崎良憲君）

大変失礼しました、世帯数でございます。

[「幾ら、金額。もう一回言って、金額」と呼ぶ者あり]

○国保年金課長（豊崎良憲君）

5割軽減については、34世帯増え、83万8000円の減、2割軽減については、31世帯増え、34万6000円の減、合わせて118万4000円の減額が見込まれます。

○佐藤文雄委員

分かりました。

○井出有史副委員長

それでは、委員長職を戻します。

[委員長交代]

○佐藤文雄委員長

また委員長に戻ります。

ほかご質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

ご質問はないですか。

それでは、討論に入る前に、私が討論をしたいので、委員長職を交代します。

[委員長交代]

○井出有史副委員長

それでは、委員長職を交代いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

要は反対なんです、長々と本当は用意をしていましたけれども、簡単にします。

国保の被保険者は、もう既に年収とか家族構成があるんですが、今おっしゃったように、協会けんぽの場合の最高限度額が60万9000円なんです。ところが、一方では104万円になるということになると、約2倍近い負担になるんじゃないかなということになるんです。年収が140万円という形で102万円を超えるというのが払っているわけですから、またこれが負担が増えるということになると、課税限度額をさらに引き上げれば、協会けんぽの格差がどんどん広がってしまうということですので、私はこれには賛成できません。

○井出有史副委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○井出有史副委員長

それでは、討論を終結いたします。

本案は異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○井出有史副委員長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

ここで、委員長職を元に戻します。

[委員長交代]

○佐藤文雄委員長

次に、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はありませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

詳細につきまして、健康増進課、田中課長よりご説明いたします。

○健康増進課長（田中英昭君）

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて説明申し上げます。

議案概要書10ページをお願いいたします。概要については、こちらに記載してあるとおり令和5年度における新型コロナウイルスワクチン接種について、必要な予算を講じるものです。

歳入予算について説明します。

議案集34ページをお願いします。

上の段、15款1項4目衛生費国庫負担金です。新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1億2000万2000円です。

下の段、15款2項3目衛生費国庫補助金です。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1億177万1000円です。国庫補助率は10分の10です。

次に、歳出について説明します。

議案集は35ページ、議案概要書は11ページをお願いします。

4款1項1目保健衛生総務費、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費2億2194万3000円です。主なものを申し上げます。ワクチン接種謝礼707万6000円、通信運搬費は接種券の郵送料で603万5000円、接種券等封入・封緘業務委託814万7000円、相談体制等（コールセンター）設置委託3467万3000円、接種者情報等入力業務委託769万3000円、ワクチン接種委託1億4605万3000円、集団接種会場運営業務委託606万4000円、追加接種に伴うシステム改修委託176万円、集団接種会場使用料197万9000円等、12月末までの必要経費を見込んでおります。

○佐藤文雄委員長

説明が終わりました。

それでは、健康増進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

討論を終結いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

それでは、次に承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

詳細につきまして、子育て支援課、関課長よりご説明いたします。

○子育て支援課長（関克明君）

それでは、子育て支援課所管の承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて、令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）についてご説明します。

議案概要書は12ページ、議案集は45、46ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、食費等の物価高騰に直面する子育て世帯に対し、給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うという趣旨により、低所得のひとり親世帯または住民税非課税相当となるひとり親以外の低所得の子育て世帯を対象に児童1人当たり一律5万円を給付するものでございます。国庫補助としまして10分の10で実施する事業となっております。

生活支援が事業趣旨でありますので、対象者へ給付金を早く支給する必要があるため、専決により対応させていただいたところでございます。

予算の内訳でございますが、議案集45ページ、歳入になります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金、4658万3000円。内訳としまして、児童1人当たり5万円の給付となる事業費補助金が、ひとり親分として2525万円、事務経費としまして50万6000円、また、ひとり親以外の世帯の分ですが、2000万円、事務費経費として82万7000円にかかる補助金となります。

続いて、46ページの歳出になります。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、01児童措置事業4658万3000円。内訳としまして、0101児童扶養手当支給に要する経費2575万6000円、18節の子育て世帯生活支援特別給付金、こちらひとり親世帯分2525万円が給付金となり、ほかは事務費となります。主な支給対象者でございますが、1つ目としまして、令和5年3月分の児童扶養手当を受給している世帯の方、2つ目としまして、公的年金等を受給していることにより令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方、3つ目としまして、食費等の物価高騰の影響を受け家計が急変し、児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっているひとり親家庭が対象となります。対象児童数ですが、505名、世帯数が350世帯を見込んでおります。このうち、令和5年3月分の児童扶養手当受給者については申請が不要となりますので、積極的な支給によりまして、5月24日付で、295世帯、児童数437人に給付をしております。

次の0102児童手当支給に要する経費2082万7000円については、18節の子育て世帯生活支援特別給付金、こちらその他世帯分ですが、2000万円の給付金となり、そのほかが事務費となります。こちらは、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯が対象となります。主な支給対象者につきましては、1つ目としまして、令和4年度に実施した給付金の支給対象者であった世帯、2つ目としまして、令和5年3月31日時点で18歳未満の児童を養育する父・母などであって、令和5年1月以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった世帯が対象になります。対象児童数は400名、世帯数で250世帯程度を見込んでいます。このうち、令和4年度中に実施した給付金の支給対象者については申請が不要となる積極的支給によりまして、5月31日付で、186世帯、児童数327人に給付をしております。

○佐藤文雄委員長

説明が終わりました。

それでは、子育て支援課長に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

これ、後でも結構ですけれども、中学校区別のデータを出していただけますか。

○子育て支援課長（関克明君）

確認させていただきまして、資料のほうを出させていただきますと思います。

○佐藤文雄委員長

よろしいですか。

それでは、そのほか。

○櫻井繁行委員

専決処分ということで、よりスピーディーに5月の下旬までにはしっかりと給付を行っていただいたと。非常に有り難く思っているんですけども、それぞれひとり親世帯とその他の世帯分で、ちょっとメモを取ることができなくて、今課長がおっしゃっていた、その他の世帯分については、400人250世帯のうち、5月31日までに186世帯327人に、これは申請せずに給付が行えたという結果が残って、非常に有り難いと思っておりますが、それぞれの対象の400人に対して、まだあと73名、またひとり親世帯にも、ひょっとすると申請が必要なのか、それともこれから給付が行われるような状態になっていくのか。

対象者に対してやっぱり100%の給付を10分の10ですから行っていただきたいというふうに思うんですが、その辺は担当課としてどのようにお考えですか。

○子育て支援課長（関克明君）

対象者につきましては今回積極的な支給ということをさせていただきまして、そのほかにつきましては申請が必要となる部分でございますので、周知などを徹底しながら対応してまいりたいと思います。

○櫻井繁行委員

非常に家庭にとっては逼迫した経済状況の中、1人当たり5万円頂けるということは、子どもたちに対しての子育て支援につながりますし、しっかりと告知をしていただいて、繰り返しになりますが、申請をしっかりと受けて100%を目指してほしいと思うんですが、改めて告知というか広報、周知関係はどのように行っているのか。また、今後改善する余地があるのかお伺いしたいんですが。

○子育て支援課長（関克明君）

昨年度も同じ時期にこういう給付金があったんですが、申請されない方とか忘れられる方もおりますので、年間を通して何度か広報誌ですとかホームページなどを通じまして対応していきたいと思います。

○櫻井繁行委員

これで最後にしますけれども、これが直接申請すればもらえる方というのは担当課として把握されていると思うんですが、そういったところに直接ピンポイントで案内を、案内というか例えばメールなのか電話連絡なのか分からないですけれども、そういったことはコンプライアンス上できないんですか。非常に有効な財源がある中で、皆さんにしっかりと潤うように給付をしていただきたいという思いがあったので、その1点だけ確認をさせてもらって質問を閉じます。

○子育て支援課長（関克明君）

今の段階では個人的に通知を送るとかメールを送るとかというような対応はしてございませんので、あくまでも行政的なホームページですとか広報誌での対応になると思います。

○櫻井繁行委員

もう一点だけ、すみません。課長、昨年もこういった同様の給付があったという話ですけれども、交付率というか達成率は何パーセントぐらいになるんですか。

○子育て支援課長（関克明君）

去年の実績から申しますと、ひとり親の部分で、見込みが473名でございまして、該当した児童数が445名、その他の部分で、見込みが430名で、児童数が351名の実績でございました。

○櫻井繁行委員

パーセンテージは自分で出せということですね、分かりました、いいです。

[「駄目だよ」と呼ぶ者あり]

[「ちょっとなんかパーセンテージが悪いね、これ、351だもんね。

このままにしちやまずいじゃん」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員

ひとり親世帯は93%行っているよね。

[「430名に対して351名だよ」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

まだまだ、パーセンテージを今出しているから。

○櫻井繁行委員

その他の世帯というのは、81%ぐらいが慣例なんだね。今回もそうだものね、327名。

○佐藤文雄委員長

答弁するから。

○子育て支援課長（関克明君）

ひとり親部分で94.1%、その他の部分で81.6%となっております。

○櫻井繁行委員

じゃあ、最後に、ひとり親世帯というのは申請もしないでよりスピーディーに給付が行えるという方が多い現状があるので9割以上給付ができていんでしょうけれども、逆に言うと、その他の世帯分に関しては申請をしなければもらえない方が割合的には多くなっていると思います。今も5月31日の現状だと81%ちょっとじゃないですか。これが慣例ですとあと5%ぐらいしか伸びないのかなというところもあるので、これもより100%に近づけられるようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○佐藤文雄委員長

要望ですね。

○櫻井繁行委員

はい。

○佐藤文雄委員長

次に。

[「同じ内容なのでいいです」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

同じ。

○設楽健夫委員

ひとり親世帯の対応という意味では、民生委員の方が細かく対応していますよね。今、民生委員の方との連絡とかそういうものについては、何かあるんですか。

○子育て支援課長（関 克明君）

申し訳ございません、民生委員の方との連携というのはございません。

○設楽健夫委員

毎年、民生委員の方は市から出てくるリストに従って、一軒一軒訪問していますよね。

[「児童委員」と発言する者あり]

○設楽健夫委員

民生委員と児童委員は一緒です。だから、そういうところの協力関係だとか含めて、今聞いたら80%とか90%台となっておりますので、そういうことも含めて、改善方法を考えて、先ほどありましたけれども、個人的に通知を出すとか、あるいは民生委員の方との連携とかいうことも含めて、やはり100%で来ているわけですから、そういうことも考えていくことも必要なんじゃないかな。

○子育て支援課長（関 克明君）

今後の状況などを見ながら判断していきたいと思います。

○佐藤文雄委員長

よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

特に補足説明はございません。

○佐藤文雄委員長

それでは、社会福祉課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ご苦労さまでした。

次に、議案第34号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算第3号を議題とします。

ここで、委員各位に申し上げます。本案につきましては、本日審査予定の市長公室政策経営課の質疑が終わった後に討論並びに採決をいたします。

それでは、保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（幕内浩之君）

社会福祉課、山口課長より説明いたします。

○社会福祉課長（山口浩史君）

それでは、令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算第3号、社会福祉課所管の一般会計補正予算について説明させていただきます。

議案概要書は17ページ、議案集は58ページをお願いいたします。

3款1項1目、02社会福祉事業、0205やまゆり館管理運営に要する経費163万8000円の補正でございます。内容としまして、指定管理者委託（過年度超過分）の令和4年度やまゆり館にて使用した光熱水費において、光熱水費の高騰により予算額を超過した執行額が確定したことから、163万8000円の補正でございます。

続きまして、0207電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（住民税非課税世帯等）に要する経費1億2289万2000円の補正でございます。内容としまして、物価高騰に伴う住民税非課税世帯などへの特別給付金でございます。対象世帯につきましては、税務課の課税情報を基に、市全体世帯約1万8000世帯中、非課税世帯約4,000世帯を見込み、3万円一世帯掛ける4,000世帯で、給付金1億2000万円と、電算システム改修委託費など事務費289万2000円を合わせまして、1億2289万2000円でございます。財源につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金国庫補助金10分の10でございます。

続きまして、3款3項1目、02生活保護等事業、0201生活保護等総務事務に要する経費250万6000円の補正でございます。内容としましては、生活保護基準の見直し及び被保護者調査に関する調査項目の追加などによるシステム改修委託業務でございます。物価高騰などを受けまして、生活保護基準額の見直しを本年9月中旬までにシステムを改修し、本年10月分の生活保護費より基準額改定を行うためにシステム改修にかかる経費となります。また、毎月、国へ報告している生活保護業務データシステム内の被保護者調査項目に新たに調査項目が追加されるため、改修にかかる経費となります。合わせまして、250万6000円となります。財源は、国庫補助金2分の1でございます。

○佐藤文雄委員長

社会福祉課長の説明が終わりました。社会福祉課に関する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○来栖丈治委員

4,000世帯3万円支給というようなことで、10分の10の支給ということでお伺いしました。説明資料になかったものですから聞こうと思っていた部分だったのですが、給付の予定の時期などを聞かせていただければ有り難いです。

○社会福祉課長（山口浩史君）

今後のスケジュールでございますが、住民税の基準日が令和5年6月1日が課税の基準日ですので、その課税データを、税務課のデータを抽出しまして、そこから非課税世帯を抽出しまして、現在、その非課税世帯と住民基本台帳、そちらを照合させています。その作業が終わりましたら、給付対象の非課税世帯へ送付する確認書の書類の印刷製本のほうに入りますので、現段階で、委託業者のほうと調整している中では、確認書の納品になるのが今月下旬から7月上旬には当課のほうに納品になるというようなことですので、そこで最終確認をしまして、速やかに郵送で対象者には発送したいと思います。

○来栖丈治委員

7月中ぐらいには振り込みできるというような段取りで承知してよろしいでしょうか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

来栖委員がおっしゃられたように、当課のほうでは、7月下旬には、特に書類のほうの不備がなければ、令和4年度、3年度と、10万円、5万円と給付金を支給してきました、その実績に基づきますと、書類に不備がなければ、最短で2週間で指定された対象者の口座のほうに振り込んでいますので、今回も同じような形で対応していきたいと考えております。

○来栖丈治委員

ちょっと確認なのですが、先ほど郵送行為を行うということの説明がありました。ですから、申請をいただいて、書類を確認して払うというような流れになるということで、よろしかったでしょうか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

来栖委員のお見込みのとおりです。

○来栖丈治委員

ありがとうございました。

○佐藤文雄委員長

ほかに質疑ございますか。

なければ、次のほうに移ってください。

○健康増進課長（田中英昭君）

議案第34号 令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）のうち、健康増進課所管分について説明申し上げます。

議案概要書は、17ページの5番目になります。

国が令和4年度に創設した出産・子育て応援交付金については、令和5年9月分までの予算が措置されておりまして、本市でも、令和5年度当初予算において、同様に9月分までを措置しております。このたび、国の令和5年度当初予算において10月以降の予算が措置され、また、国の令和5年度出産・子育て応援交付金交付要綱（案）にて対象経費や補助率が示されたため、本市における10月分から3月分までの必要な経費を計上するものです。

歳入について説明いたします。

議案集55ページをお願いいたします。

上の段、15款2項3目衛生費国庫補助金です。出産・子育て応援交付金1251万8000円です。その下の段、16款2項3目衛生費県補助金です。出産・子育て応援交付金326万7000円です。補助率を申し上げます。対象事業費1905万6000円のうち、伴走型相談支援を行う会計年度任用職員に係る部分は、国庫補助率が2分の1、県補助率が4分の1となっており、残り4分の1は市負担分です。また、妊娠したら5万円、出産したら5万円の出産・子育て応援給付金に係る部分につきましては、国庫補助率が3分の2、県補助率が6分の1となっておりまして、残り6分の1が市負担分です。

次に、歳出について説明いたします。

議案集の58ページをお願いいたします。

一番下の段、4款1項4目母子保健推進事業、出産・子育て応援に要する経費です。主なものとして、会計年度任用職員の報酬75万6000円、期末手当15万8000円、次のページにあります18節出産・子育て応援給付金1795万円。給付金の内訳としまして、妊娠届出をした方、見込み202人へ5万円、生まれた児童の養育者、見込み157人に対して、児童1人につき5万円です。

○佐藤文雄委員長

説明が終わりました。

それでは、健康増進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○来栖丈治委員

財源措置まで含めて丁寧な説明ありがとうございました。これ、国補予算で、令和4年度の第2次補正で出てきた事業だと思うのですが、令和5年度の前期分が当初予算で990万円計上されていて、10月以降3月までの分が追加措置というか、そういうことになったということで理解しました。これ、令和4年の2次補正だったのですが、令和4年度の事業というのはあったんですか、なかったんですか、その確認をちょっとさせてください。

○健康増進課長（田中英昭君）

令和5年3月の第1回定例会において、補正予算で令和4年度分の予算を措置しておりまして、令和4年度も支給を行っております。

○佐藤文雄委員長

よろしいですか。

○来栖丈治委員

ありがとうございました。

○佐藤文雄委員長

そのほか質疑ございますか。

○櫻井繁行委員

会計年度任用職員、処遇改善等を結構ささやかれているところだと思うのですが、10月から3月までの間で補正予算を見ると、75万6000円の15万8000円と、これが半年分ぐらいの給与ということになるのでしょうか、改めて会計年度任用職員、これはおそらく1名でしょうけれども、そういったところというのは、担当課ではなかなか給与の部分というのはどうしようもないところもあると思うのですが、どのようなお考えがあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○健康増進課長（田中英昭君）

今回計上させていただいております会計年度任用職員、こちらは、公認心理師等報酬と記載してございますが、実際には助産師の方でして、時給1,500円となっています。それで、週のうち3日間勤務していただいて、実際妊娠届出時の妊婦の面接や、それから乳幼児に対する全戸訪問などに携わっていただいておりますので、現時点では適正かと考えているところです。

○櫻井繁行委員

今、茨城県の最低賃金は確か911円だったと思うんですけれども、数字だけ見れば、時給1,500円、週3日だから半年で91万4000円、妥当だろうというお考えもあるかもしれませんが、やはり一般質問でもほかの議員が質問していたこともあるかと思うのですが、会計年度任用職員を、少し処遇改善をして、やはり子育て支援、出産・育児、本当に少子高齢化ですから、少しでも寄り添えるような体制を、令和5年度もそうですし、令和6年度以降もしっかりつくっていただきたいと思います。これは要望でございます。

最後に、18節出産・子育て応援給付金の1795万円の数と内訳が聞き取れなかったもので、これは市の持ち出し6分の1だったと思うのですが、その数字のあたりだけ確認させていただけますか。

○健康増進課長（田中英昭君）

1795万円の内訳でございます。妊娠届出をした方の見込み202人へそれぞれ5万円。

生まれた児童の養育者見込み157人に1人当たり5万円となっています。

○佐藤文雄委員長

よろしいですか。

その他。

○櫻井健一委員

すみません、今おっしゃられた202人と157人というのは、ちょっと前年度に比べて、これは数字としては増えているのでしょうか、減っているのでしょうか。

○健康増進課長（田中英昭君）

妊娠届出をした方の見込みでございます。通常申請72人に加えて令和4年度の未支給者が130人ほどおりましたので、130人プラス72人。72人は、通常申請一月当たり12人掛ける6カ月。それから、生まれた児童の養育者157人の内訳ですが、こちらが通常申請一月当たり15人掛ける6カ月分。それに加え、こちらは令和4年度の未支給者が67人ほどおりましたのでその分も含んでおりますので、当初予算よりは多くなっています。

○佐藤文雄委員長

よろしいですか。

前年度と比べて多いのかということで、今長々と説明していただいたのだけれども、よく分からないよね。対比表があれば分かると思うんです。それを提出して説明してもらえばまたいいし、またそれがなければ作っていただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

○健康増進課長（田中英昭君）

妊娠届出をした方、それから生まれた方は前年度と同じで見込んでおります。

○櫻井健一委員

単純に前回もらっていない人の分も含まれているというような説明だったと思うんですけれども、単純に出生率が上がったのか下がったのかなどが知りたかったもので、後で、そういったデータがあれば教えていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○健康増進課長（田中英昭君）

後ほど確認して提出させていただきたいと思います。

○佐藤文雄委員長

その他質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

暫時休憩いたします。

10分間休憩。 [午後 2時39分]

○佐藤文雄委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時49分]

承認第2号で訂正がございますので、税務課長の小泉君から訂正をお願いいたします。

○税務課長（小泉一司君）

承認第2号の税条例の一部改正の条例につきまして、先ほど佐藤委員長のほうから、グリーン化特例の軽課があるので、重課があるのかというご質問に対して、自家用自動車で2,810台、自家用貨物で2,662台、営業車1台、営業貨物車13台とお答えしまして、合計の台数、金額が、軽自動車全体の金額を申してしまいました。重課全体の登録台数が5,486台、520万8500円となっております。以上訂正いたします。申し訳ございませんでした。

○佐藤文雄委員長

それでは、訂正をお願いいたします。

次に、市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（根本和幸君）

地域コミュニティ課、齋藤課長から説明させていただきます。

○地域コミュニティ課長（齋藤裕之君）

地域のコミュニティ課所管の補正予算について、説明させていただきます。

議案集は58ページ、概要書は17ページでございます。

2款1項9目地域振興費の12の委託料でございます。01事業の自治振興事業費1221万円でございます。これは5月30日の全員協議会でご説明させていただきましたが、下大津地区コミュニティ施設整備に係る実施設計業務の委託費を計上させていただいたものでございます。よろしくご審議お願いいたします。

○佐藤文雄委員長

ありがとうございます。

それでは、地域コミュニティ課に関する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

下大津地区のコミュニティ施設ですけれども、以前もたしか設計をやっていませんでしたか。

○地域コミュニティ課長（齋藤裕之君）

昨年度設計のほうをやりまして、それは、小学校を公民館として整備するというようなことで、そちらの設計をやっておりましたが、途中計画が変更になりまして、今建っております旧下大津地区公民館の敷地のほうに、新たにそこを整備するというような計画に変更になりまして、今回計上させていただいたものでございます。

○矢口龍人委員

そうすると、去年の設計というのは、計画が変更になったためにボツということなのですか。

○地域コミュニティ課長（齋藤裕之君）

基本計画の策定を変更するというところでございます。

○矢口龍人委員

どこまでの内容と、どのぐらいの予算を執行したのか教えていただけますか。

○佐藤文雄委員長

内訳だそうです。

○地域コミュニティ課長（齋藤裕之君）

昨年度まで教育委員会のほうでやっておりましてので、今手元に資料がありませんので、お答えできません、申し訳ございません。

○佐藤文雄委員長

そのままだと、質疑に答えられていないと思うので、市民部長、今の答弁について、フォローをお願いします。

○市民部長（根本和幸君）

令和4年度は基本構想の委託をやっていました。申し訳ないのですが、所管が生涯学習課だったものですから、こちら地域コミュニティ課のほうでは分からないので、ちょっと確認をさせてもらうのにお時間をいただいてよろしいでしょうか。

○佐藤文雄委員長

よろしいですか。

○矢口龍人委員

それでは、あわせて。

今回の設計に、総工費はどのぐらい予定しているのですか。

○地域コミュニティ課長（齋藤裕之君）

今回計上させていただいてきました1221万円でございます。実施設計の分でございます。

[「工事費」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

建設する予算がどのぐらいなのかという質問じゃないですか。

[「まだ決まっていないでしょう」と呼ぶ者あり]

[「決まっているよ。大体のおおよその予算は決まっている」と呼ぶ者あり]

○地域コミュニティ課長（齋藤裕之君）

概算でよければなんです、公民館のほうで聞いておりますのは、1500万円程度というふうに聞いております。

[「違うでしょう」と呼ぶ者あり]

[「解体のほうです」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

正確に答弁してもらいたいんだけど、解体じゃなくて、幾らぐらいの金額を想定しているのですかという質問です。わかりますか。

暫時休憩します。 [午後 2時57分]

○佐藤文雄委員長

それでは再開いたします。 [午後 2時58分]

○地域コミュニティ課長（齋藤裕之君）

当初、昨年ですけれども、基本計画としまして174万2400円のところを減額しておりまして、最終的に172万1500円というような金額になっております。

[「執行したのがね。その次、まだ答えていない、全部。

どのぐらいの工事費になるのか。施工費、建築費、総工費」と呼ぶ者あり]

○地域コミュニティ課長（齋藤裕之君）

約5000万円以上の金額になるそうです。

○矢口龍人委員

プレハブ会社から6500万円の建物を寄附してもらうわけですよ。それプラス、設備、基礎、電気を全部入れて総工費は幾らですかと聞いているのです。

○地域コミュニティ課長（齋藤裕之君）

申し訳ございません。全額で1億1700万円の予定です。

[「解体費も入っているのね」と呼ぶ者あり]

○地域コミュニティ課長（齋藤裕之君）

はい。

○佐藤文雄委員長

よろしいですか。総工費が1億1700万円だそうです。

そのほか質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

なければ、次に替わりましょう。

続いて、産業経済部から特に補足説明等はございませんか。

○産業経済部理事（高井淳君）

議案第34号 令和5年度一般会計補正予算（第3号）のうち産業経済部地域未来投資推進課所管分について、私のほうから説明させていただきます。

お手元の議案集59ページ、タブレット端末の議案概要書は17ページに基づいて説明をさせていただきます。

議案集59ページをご覧ください。

中段でございます。7款1項2目商工振興費、01商工振興事業、商工振興に要する経費のうち、一般貨物自動車運送事業原油価格高騰対策交付金として2360万円を計上するものでございます。燃料費高騰によりまして厳しい経営状況に置かれている市内一般貨物運送事業者の事業継続を支える資金として、予算の範囲内におきまして、一般貨物車両の保有台数に応じた交付金を交付するものでございます。

○佐藤文雄委員長

それでは、地域未来投資推進課に関する質疑がございましたら。

○櫻井健一委員

すみません、これ対象となった事業者は何社ぐらいあったのでしょうか。

○佐藤文雄委員長

答弁を求めます。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

令和5年4月1日現在で、市内72社でございます。

○佐藤文雄委員長

72社ですね。

○櫻井健一委員

その72社というのは、ほとんどが運送業なののでしょうか。それとも、貨物ということで、トラックじゃなくてバンというかハイエースみたいな、ああいう車両を使っているところも含まれるのか、教えてください。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

一般貨物自動車運送事業ということで今回の関係は組み立てておりまして、今回有償で自動車、さっき櫻井委員のほうから話がありましたとおり、使用して貨物を運送する事業ということで、そちらのいわゆる特定貨物自動車運送事業以外のものというふうになっております。なので、軽自動車は対象になりません。普通自動車より大きいものということです。

○櫻井繁行委員

交付金2360万円ということで、これはガソリンの高騰によるということだと思っておりますけれども、先ほどの高井理事のほうから、運送業者72社に2360万円を分配していくようになると思うのですが、予算の範囲内というお話だったんですけれども、ある程度こういった割合というか決まりというか規格というか、そういうものがあればお示しいただきたいと思うのですが。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

今回の交付金の概要なのですが、まず申請につきましては、国土交通省の協力もございまして、市内にある運送事業者72社というのも既に把握しておりますので、そちらが対象になるかと思っております。

支給の方法につきまして、登録台数を基にするのですけれども、50台以下については30万円、51台以上100台以下については50万円、101台以上が100万円というような形にしております。

参考までなのですが、50台以下の事業者については67社、51台以上100台以下の事業者については3社、101台以上については2社ということで、そちらのほう積算の根拠となっております。

○櫻井繁行委員

72社の内訳は分かりました。

確認で、これは、国の交付金で10分の10ということでよろしいでしょうか。

[「10分の10じゃないだろう、一般財源だろう」と呼ぶ者あり]

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

今回は、補助率35.4%となっております。

○櫻井繁行委員

35.4%と非常に細かい割合というか、50%とか国から交付金があるのかなと思ったのですけれども、こういったところの割合というのは、完全に上からの落とし込みなので致し方ないという解釈なのでしょうか。

○地域未来投資推進課長（石毛一朗君）

すみません、その財源の内訳につきましては、政策経営課のほうで所管しておりますので、そちらでご答弁させていただければと思います。

○佐藤文雄委員長

政策経営課に答弁を求めたいと思いますけれども、よろしいですか。大丈夫ですか。

○市長公室長（横田茂君）

今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を対象にする事業につきましては、まず低所得者枠と、それ以外の生活者・事業者支援枠と2つに分かれております。それぞれ限度がございまして、今地域未来投資推進課のほうは生活者・事業者支援枠になるのですけれども、まずこちらは水道事業のほうを充てまして、その次学校給食を充てまして、残りということになります。計画から言いますと、835万2000円なんです。事業費全体としては2360万円ということで、それに対する充当枠というのは835万2000円ということになりますので、補助率でいきますと35.4%というようなお答えをした、そういうこととございます。

○櫻井繁行委員

公室長、ありがとうございます。大変よく分かりました。

○佐藤文雄委員長

そのほか質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

それでは、続いて教育委員会から特に補足説明等はございませんか。

○教育部長（坂本重男君）

学校教育課の仲澤課長より補足説明をさせていただきます。

○学校教育課長（仲澤勤君）

それでは、議案第34号の学校教育課所管に係る補正予算について説明をさせていただきます。

今回の補正は、今ほどありました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらを活用いたしまして、児童・生徒の学校給食費3か月分を無償化にするためのものがございます。

初めに、議案概要書は17ページ一番下から18ページ、議案集につきましては55ページをお開きください。

一番下の段でございます。21款5項7目雑入でございます。説明欄、公立小中学校給食費において、児童・生徒の9月から11月の3か月の給食費の無償化に伴いまして、その徴収額3741万3000円を減額するものでございます。

続いて、59ページの歳出予算でございます。

下から2段目でございます。10款2項1目小学校管理費中、説明欄0202小学校給食管理運営に要する経費、こちらにおきまして、小学校給食費補助金といたしまして、67万7000円を増額するものでございます。市内に在住します児童で市外や私立の学校へ通学する者及び食物アレルギー等があり、学校給食を喫食しない者の保護者に対しまして、市の給食費相当額、小学校においては4,100円でございます。こちらを上限に無償化に合わせて補助するものでございます。また、その下の段、10款3項1目中学校管理費、こちらにつきましても、小学校と同じ内容でございますが、こちらは103万5000円の増額で、1か月当たりの給食費相当額が4,600円を補助するものでございます。見込みの人数につきましては、小学児童が55名、中学生徒が75名で予算計上しております。

○佐藤文雄委員長

説明が終わりました。

それでは、学校教育課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

質疑ありませんか。

○櫻井繁行委員

これも補助金というか給付金、国からのということだと思うんですけども、課長のお話にあった、食物アレルギーで給食を食べられない子どもたちがいるというのはちょっと聞いたことがなかったものですから、そういった方というのは、小学校、中学校の割合でいいですけども、何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

予算計上のベースでございますが、小学校、中学校おのおの2人ずつを今回の予算計上の積算に入れていただいております。これは完全に給食を喫食できないということで、一部のアレルギーにおいて食物を抜いて食べている子ではなくて、完全に学校給食が食べられない子です。

○櫻井繁行委員

そういった方がいらっしゃるということも初耳だったので、もうちょっと詳しく教えてほしいんですけども、小学校、中学校で2人ずつというのは、もう補正を組んでいるということは、こういう子どもたちが2名2名いらっしゃるということなのですか。

○学校教育課長（仲澤勤君）

現在喫食しない児童、生徒が2名ずついるということでございます。

○櫻井繁行委員

そうすると、計4名の子どもたちというのは、基本的に給食費は払わず、何かしら自分たちが食するであろう安心安全な食物を持ってきて、給食の時間に別のものを食べていると。その辺少し詳細を分かる範囲で構わないので教えていただきたいと思うんですが、質問がちょっと漠然として申し訳ないんですけども。

○学校教育課長（仲澤勤君）

食物アレルギーは様々あるわけでございますが、この4名に関しましては、通常取り除ける給食の範

困を越えているということで、完全に親が弁当を作りまして、持参して学校で食べるという内容となっております。

○佐藤文雄委員長

そのほか質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

続いて、市長公室から特に補足説明等はございませんか。

○市長公室長（横田茂君）

それでは、補足説明させていただきます。

議案概要書では15ページ、議案集では55ページをお願いいたします。

歳入でございまして、15款2項1目総務費の国庫補助金でございまして、これまで、各課でご説明させていただいている流れでございまして、臨時交付金でございまして、2億2145万6000円の計上となっております。これは、このうち、まず低所得者支援枠という枠と生活者・事業者支援分という2つの枠になりまして、まず低所得者支援枠としては、8970万3000円が本市の限度額になっておりまして、この限度額を全部充てまして、先ほど社会福祉課のほうから電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金ということで説明があったものに充てていくと。残りは、後で所要分が返ってくるということになってございます。

それでは、生活者・事業者支援分は限度額が幾らになるかといいますと、1億3175万3000円が本市の枠でございまして。これをどのように配分するかと、充当していくかということでございまして、まず水道のほうの3か月分の免除、こちらのほうに8427万6000円を充当いたします。先ほど、学校教育課のほうから説明がございました学校給食費、こちらの関係に3912万5000円を充当いたします。それで、先ほど地域未来のほうから説明があったとおり835万2000円を運送業者に対する燃料費の高騰分として充当するというでございまして、これを合わせますと1億3175万3000円、これが今回の臨時交付金を充当する分の内訳でございまして。

そのほかといたしましては、全体としての調整といたしまして、前年度繰越金を6725万2000円を計上いたします。こちら歳入の部分でございまして、歳出の部分につきましては、概要書は15ページですが、議案集ですと59ページをお願いいたします。衛生費、保健衛生費です。上水道企業補助として8471万8000円を計上いたします。こちらは、上水道の基本料金の減免3か月分に加えまして、事務費としてのシステム改修費と郵送料等の関連経費を充てるものでございまして、合計8471万8000円となるものでございます。

○佐藤文雄委員長

以上で説明が終わりました。

政策経営課に対する質疑等がございましたら。

○櫻井健一委員

すみません、今の説明の中で、水道費と給食と、あとガソリン、燃料費の割合でということだったんですけども、その割合を決めたのは、国からの指示なんですか、それとも市の決断なんですか。

○佐藤文雄委員長

説明を求めます。

○市長公室長（横田茂君）

歳出の所要額を順に充当してっておりますので、国から特に指示とかということではありません。

市の事情です。

○佐藤文雄委員長

その他質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

以上をもちまして、議案第34号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ご苦労さまでした。

それでは、次に議案第35号 令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）を議題いたします。

上下水道部から特に補足説明等はございませんか。

○上下水道部長（樋田浩幸君）

それでは、説明をさせていただきます。

議案集は61ページからになります。概要書につきましては、ご覧いただいているタブレットのとおりでございます。

先ほど説明がございましたように、一般会計からの補助金をいただきまして、水道基本料金3か月分の減免をする補正の内容となっております。

○佐藤文雄委員長

説明が終わりました。

これに質疑ございますか。

○来栖丈治委員

先ほど来の説明で、10分の10の事業で、8471万8000円ということで伺いました。3か月分ということですが、いつ頃の3か月、何月から何月というふうなことで大体決まっておりましたら教えてください。

○上下水道課長（島田勝男君）

今回減免を行う月につきましては、8月請求分から10月請求分の3か月としてございます。

○来栖丈治委員

請求分、いわゆる水道で請求する分についてということで、当該我々いわゆる住民は交付申請とか何かそういうものは要らないということによかったわけですね。去年やった事業なんですけれども、そ

の辺の流れが分かりましたら教えていただきたいと思います。

○上下水道部長（樋田浩幸君）

基本料金を減免いたしますので、こちらでプログラムを修正しますので、特別申請とかは必要なく、こちらの料金をお支払い頂く段階で料金は減額されているという流れになります。

○佐藤文雄委員長

よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ご苦労さまでした。

それでは、ここで執行部の方には退席をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 3時24分]

○佐藤文雄委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 3時25分]

以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと思いますと存じますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○佐藤文雄委員長

それでは、ないようですので、以上をもって、令和5年第2回定例会議案審査特別委員会を閉会いたします。

散 会 午後 3時26分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和5年第2回定例会議案審査特別委員会

委員長 佐藤 文雄